

「喻族歌」の背景

——藤原仲麻呂と大伴古慈斐——

中野謙一

はじめに

族を喻しし歌一首短歌を并せたり

ひさかたの 天の門開き 高千穂の 岳に天降りし 皇祖の神の御代より はじ弓を 手握り持たし 真鹿兎矢を 手
挟み添へて 大久米の ますら健男を 先に立て 鞞取り負ほせ 山川を 岩根さくみて 踏み通り 国求ぎしつつ ち
はやぶる 神を言向け まつろへぬ 人をも和し 掃き清め 仕へ奉りて あきづ島 大和の国の 檜原の 畝傍の宮に
宮柱 太知り立てて 天の下 知らしめしける 皇祖の 天の日継と 継ぎて来る 君の御代御代 隠さはぬ 明き心
を 皇辺に 極め尽くして 仕へ来る 祖の職と 言立てて 授けたまへる 子孫の いや継ぎ継ぎに 見る人の 語
り次てて 聞く人の 鑑にせむを あたらしき 清きその名ぞ おぼろかに 心思ひて 空言も 祖の名絶つな 大伴
の 氏と名に負へる ますらをの伴
磯城島の 大和の国に 明らけき 名に負ふ 伴の男 心努めよ
剣大刀 いやよ 研ぐべし 古ゆ さやけく負ひて 来にしその名ぞ

右は、淡海真人三船の讒言に縁りて、出雲守大伴古慈斐宿禰、任を解かる。ここを以て家持この歌を作る。

〔萬葉集〕卷二十、四四六五～四四六七¹

大伴家持が右の歌を作る契機となった事件については、左注と次の『続日本紀』の記事との整合性をめぐる議論が展開されてきた。²

A (天平勝宝八歳五月) 癸亥、出雲国守従四位上大伴宿禰古慈斐・内豎淡海真人三船、朝廷を誹謗して、人臣の礼无きに坐せられて、左右衛士府に禁せらるる。

丙寅、詔して、並に放免したまふ。

B 大和守従三位大伴宿禰古慈斐薨しぬ。……少くして才幹有り、略書記に涉れり。大学大允より起家す。贈太政大臣藤原朝臣不比等、女をこれに妻す。勝宝年中、累に遷りて従四位上衛門督となり、俄に出雲守に遷さる。疎外まれてより、意常に鬱々とあり。紫微内相藤原仲満、誣ふるに誹謗を以てし、土左守に左降せしめ、促して任に之かしまふ。⁴

しかし、これらからの先入観を排して左注の表現のみをみれば、三船が古慈斐を讒言したため古慈斐が出雲守を解任されたと読む以外にはないのではなからうか。三船が何者かを讒言したのが朝廷誹謗とみなされ、古慈斐がそれに連坐した、と解釈すると、Aとの齟齬を避けることはできるが、左注は「讒言」の語を用いながらその対象も内容もまったく記さない、きわめて不自然な文ということになってしまう。三船が朝廷を誹謗したとの讒言を受け、古慈斐がそれに連坐した、

という解釈もあって、これならばAだけでなく、讒言者として藤原仲麻呂を登場させるBにも対応するわけだが、「縁三淡海真人三船讒言」という文の構造からして明らかに無理である。

四四六七左注は、古慈斐が三船の讒言を受けて解官したと記していると考えざるをえないが、その事件はいつ起きたというのか。『萬葉集』の前後の記載により、「天平勝宝八歳丙申」の「三月」（四四五七題詞）、「二十日」（四四六四左注）以降、家持が「喻族歌」を含む「以前歌六首」を作ったという「六月十七日」までの間に限定される。Aの日付がその間に位置することに加え、四四六七左注とAとは当事者二名がまったく一致しているから、これらは互いに無関係ではありえず、同一の事件を記述したものである蓋然性が大きい。残るBも、古慈斐が出雲守在任中に「誹謗」の嫌疑をかけられたという点でAに合致するから、同一事件の記述と考えてよい。

ただし、左注に記された内容は、事件に対する家持の認識にすぎないのであって、必ずしも『続日本紀』の記述に整合するものではない、というのが本稿の立場である。左注・A・Bの三つの記事を無理にすりあわせるのではなく、それぞれ異なる視点から事件を語ったものとみて、立体的にとらえていきたい。

淡海三船の「讒言」

まず、『続日本紀』のA・Bを用いて、事件の経過を整理しよう。

- ① 大伴古慈斐が衛門督から出雲守に左遷される。(B)
- ② 五月十日、古慈斐と淡海三船が朝廷誹謗の廉で拘禁される。(A)
- ③ 五月十三日、詔によって古慈斐・三船が放免される。(A)

④ 古慈斐が土左守に左遷され、任国へ下向する。(B)

①は古慈斐の薨伝Bの伝えるところで、古慈斐の衛門督・出雲守任官はいずれも年月日不明である。ただし、正五位上相当の衛門督から従五位下相当の出雲守への転任は、明らかに左遷であったといえる。事件以前の古慈斐の立場については詳細に検討する必要があるため、次節以降に述べたい。ただし、Bに記されているとおり、①により古慈斐が不満を抱いていた、あるいは他人からそのようなようにみられていた、と考えてよいであろう。

②はAの伝えるところで、古慈斐・三船はともに誹謗の嫌疑をかけられた。この点については、三船は事件の「告人」として獄令告言人罪条の定めにより被告古慈斐とともに拘禁されたのだ⁵、とする異論もある。しかし、両者がそのような関係であったならば、古慈斐・三船の名を並べて主語とする文を構えるだろうか(原文「出雲国守従四位上大伴宿禰古慈斐・内堅淡海真人三船、坐_下誹_言謗朝廷、无_中人臣之礼_上、禁_二於左右衛士府_一)⁶。三船を讒言者とする四四六七左注から発想された、強引な解釈といわざるをえない。

Aの内容は事件当時の記録に基づくものである。そのAでは姿を現さなかった藤原仲麻呂が、事件に対する後年の認識を示すBによれば、古慈斐の「誹謗」をでっちあげた事件の黒幕だといっているのである⁶。逆に、Aで古慈斐の共犯者とされた三船の名はBにみえないが、当時「内堅」という軽輩にすぎなかった彼は、古慈斐の伝記において重要人物ではなかったと考えられるから、この点は不審とするに足らない。古慈斐・三船が朝廷を誹謗したというのは、実は仲麻呂による詐謀であった、とすればA・Bを矛盾なく解することができる。詳細は不明ながら、当時の「光明・仲麻呂体制⁷」にあつて自らの政治力を強化していた仲麻呂が、自らに批判的な古慈斐の失脚をはかり、何らかの機をとらえて古慈斐らを誹謗の廉で告発した、というのは事実であろう。そして、①でふれたような状況から、古慈斐の「誹謗」は事件当時の人びとに一定の信憑性をもって受けとめられたのではないか。

Aの伝える③とBの伝える④とからは、次のような事情が考えられる。③で古慈斐らは放免され、表向き刑罰を科されることはなかった。しかし、④で古慈斐は出雲守から土左守（正六位下相当）に左遷されたのである。詳細は『続日本紀』にみえないが、出雲守解任は六月十七日以前に決定され、土左守任官は六月十七日を過ぎていたであろう。四四六七左注が出雲守解任のみを記しているためである。Bによれば、誹謗事件はもとより仲麻呂の策略だったというから、その決着となる古慈斐の土左守任官までにさほど日数を要することはなかったはずで、六月十七日以降まもなくとみてよいのではないか。

以上、『続日本紀』のA・Bによって経過をたどったが、当時の記録と後年の歴史叙述との差はあるものの、決定的に矛盾する点はみられなかった。右に述べてきたところをおおよそ事実としてとらえ、そのうえに四四六七左注を重ねてみよう。左注の記事は簡潔で、三船が古慈斐を讒言したこと、そのために古慈斐が出雲守を解任されたことを伝えるのみである。出雲守解任についてはすでに述べているので、残る問題は三船の讒言をどのようにとらえるかである。

四四六七左注の記す古慈斐と三船との関係は、讒言された者と讒言した者とである。たしかに、Aの伝える共犯関係とは明らかに矛盾する。しかし、左注の内容は、当時家持が両者の関係をどのように認識していたかを示すものでしかない。家持は事件直後において、すでに仲麻呂を黒幕とみるBに近い認識をもっていたため、三船が仲麻呂の意を迎えて古慈斐を讒言したと判断したのではないか。その判断の根拠となったであろう、当時家持が知りえた状況を二つあげておきたい。一つは、古慈斐が放免の後に解官したのに対し、三船は処分された形跡がないことである。

刑部卿従四位下兼因幡守淡海真人三船卒しぬ。……三船は性聡敏にして群書を涉覽し、尤も筆札を好む。宝字元年、
姓を淡海真人と賜はり、起家して式部少丞を拝す。累に遷りて、宝字中に従五位下を授けられ、式部少輔、参河・美
作の守を歴たり。……卒しぬる時、年六十四。¹⁰⁾

右の卒伝や他の諸書から、三船の経歴をみていこう。『日本高僧伝要文抄』所引『延暦僧録』第五の伝によれば、三船はもと僧侶であったが、天平勝宝年間、勅命により還俗して真人姓を賜ったという。淡海真人賜姓については、『続日本紀』天平勝宝三年正月辛亥条にもみえるから（「无位御船王」とある）、卒伝が「宝字元年」とするのは誤りであろう。その後、天平勝宝八歳の事件までの間は、いつからか内豎となっていたということしかわからない。宮中の雑事に召し使われる内豎として出仕したことは、卒伝にいう「起家」とはみなされなかったようである。また、Aが三船の位階を記していないことから、天平勝宝三年の賜姓以降天平宝字元年の任官直前まで、おそらく無位のままであったと思われる。天平勝宝八歳の事件当時、三船はすでに三十五歳であった。しかし、仮に還俗したのが賜姓と同時だったとすれば、それから五年しか経っていないから、特に焦燥感を覚えていたわけでもあるまい。

そして、卒伝のとおり、事件の翌年にあたる天平宝字元年、式部少丞に任ぜられ官途についたとみて不都合はない。同二年八月には尾張介に任ぜられたらしいが、式部少丞・尾張介はいずれも従六位上相当官である。その後も天平宝字五年正月に従五位下参河守となるなど、天平宝字年間の仲麻呂政権下で順調な官歴を歩んだことが知られる。

結局、天平勝宝八歳の事件直後の三船については、残念ながらほとんど知りえない。しかし、卒伝で記されるほどの大きな挫折はなかったといえる。翌年以降の経歴からすると、むしろ「起家」への足がかりを得た時期のようでもある。ともかく、当時の家持から、古慈斐の解官に相当する処分が三船には下されなかった、とみえたならば、彼が三船の讒言を疑う要因となったはずである。

もう一つは、Aに記されているように、古慈斐・三船が「左右衛士府」に拘禁されたことである。このことのもつ意味は、次の例との比較を通じてうかがわれる。

是の日、内相藤原朝臣仲麻呂、具にその状を奏す。内外の諸門を警衛らしめ、乃ち高麗朝臣福信らを遣して、兵

を^ら率て、小野東人・答本忠節らを追ひ捕へしむ。並に皆捉へ獲て、左衛士府に禁め着く……⁽¹⁴⁾

右大臣藤原朝臣豊成・中納言藤原朝臣永手ら八人に勅して、左衛士府に就きて、東人らを^か勘へ問はしめたまふ。⁽¹⁵⁾

右は、橘奈良麻呂の変における最初の逮捕者に関する記事である。小野東人・答本忠節ら全員が左衛士府に拘禁され、そこで勘問を受けている。古慈斐・三船の事件よりもはるかに重大で、かつ逮捕者も多かったはずだが、右衛士府との分扱はみられない。逆に、古慈斐・三船の拘禁に際しては、左衛士府のみで十分なところを、敢えて左右衛士府に分けたということもできる。事件の被疑者が別々に訊問されるのは当然であるが、ことさらに別々の官司で拘禁されたとなれば、両被疑者に対する待遇が大きく異なるのではないかと疑わせることとなる。

古慈斐・三船が「左右衛士府」に拘禁されたこと聞いた家持は、仲麻呂が三船を軟禁しつつ古慈斐に不利となるような自白を洩えた、と推測したかもしれない。あるいは、三船はもとより仲麻呂の意を受けて古慈斐を讒訴した者で、獄令告言人罪条に従って拘禁されたのだ、と考えたかもしれない。いずれにしても、家持をして三船の「讒言」との判断に到らしめるに十分な状況が存在したのである。

大伴古慈斐の「鬱々」

次に、事件に到るまでの大伴古慈斐の立場について考察する。

ここでは、『続日本紀』のBが、仲麻呂が古慈斐を「土左守に左降せしめ」たことに続けて、わざわざ「促して任に之かしむ」と記している点に着目したい。この表現は、彼が任国へ赴くか否かが問題とされたことを示唆するのではないか。

一般に地方官が任地に赴かない例としては、京官を兼ねた遙任の場合があったが、次のように明らかかな左遷であつても

畿内に留まった者もいる。

右大臣従一位藤原朝臣豊成薨しぬ。……感宝元年、右大臣に拜せられき。時にその弟大納言仲満、政を執り権を專にして、勢、大臣を傾く。大臣、天資弘厚にして、時望の帰する攸なり。仲満、毎に中傷はむと欲れども、その隙を得ず。大臣の第三子乙繩、平生に橘奈良麻呂と相善し。是に由りて、奈良磨らが事覚れし日、仲満誣ふるに党逆を以てし、日向掾に左遷し、促して官に之かしま。而して、大臣を左降して大宰員外帥とす。大臣、難波の別業に到りて、病を称して去らず。居ること八歳にして、仲満謀反して誅に伏するに及びて、即日、本官に復す。薨しぬる時年六十二。

藤原豊成は、橘奈良麻呂の変の後に右大臣から大宰員外帥に左遷されたが、右の薨伝によると、病を称して赴任しなかった。ともに左遷されたその子乙繩は、任国日向に行かされている。古慈悲と同じく仲麻呂の意図による左遷でありながら、豊成が大宰府赴任を強要されなかつたのは、仲麻呂の目的が豊成から太政官首班の地位を奪取することにあつたためであるろう。

左大臣正二位兼大宰帥藤原朝臣魚名、事に坐せられて、大臣を免せらる。その男正四位下鷹取は石見介に左遷せらる。従五位下末茂は土左介。従五位下真鷲は父に従ひて、並に促して任に之かしま。

『続日本紀』中に左降・左遷の記事は少なくないが、断らなくても任地へ赴くのが原則であるためか、「促」したとみえるのはBの他に右の二例しかない。豊成の薨伝の例は、直接的には乙繩の左遷に係るが、豊成が赴任しなかつたことを意

識して「促」を用いたと考えられる。藤原魚名の左降記事も、後日の記事からわかるように、結局魚名が大宰府に着任することなく没している点をふまえたものであろう。ところが、Bだけは、古慈斐が実際に土左へ赴任しているにもかかわらず、「促」を用いている。この表現は、古慈斐が赴任を拒絶することもありえたと伝えるものではなからうか。

ここで考えられるのが、古慈斐が前任国の出雲に赴任していなかった可能性である。古慈斐が出雲守となった際、任国に赴いたことは確認できない。先にみたように、衛門督から出雲守に転じたのは左遷であった。古慈斐は「鬱々」と平城京に留まっていたのではないか。天平勝宝八歳の事件の際、「左右衛士府」に拘禁されたのも、在京していたためであろう。出雲国に在る者が宮中に仕える内豎とともに誹謗をなした、というのはいかにも不自然であろう。一時的な帰京ということはあるかもしれないが、聖武太上天皇の病没前後の時期、任国を容易に離れられたかどうか。

自らの政権の確立をめざす仲麻呂は、大伴氏の実力者である古慈斐を警戒していた。大伴氏の伝統的に有する軍事力を怖れたためであろう。そこでまず、古慈斐を出雲守に任じたが、あるいは病を称したか、彼は任国へ行こうとせず、この際は仲麻呂も赴任を強制することができなかった。古慈斐は仲麻呂の叔母を妻としていたうえ、天平勝宝八歳の時点で六十二歳と高齢であったが、仲麻呂は執拗に彼を京から遠ざけようとした。古慈斐の朝廷誹謗事件において、何らかのかたちで仲麻呂の力が働いたのは間違いないであろう。そして、事件後に古慈斐を土左守に左遷し、彼を遠国土左へ赴かせることに成功した。その翌年に橘奈良麻呂の変が起こったことを思えば、仲麻呂が古慈斐を遠ざけておいたのは正解であったといえる。

注

- (1) 『萬葉集』の引用は新日本古典文学大系『萬葉集』（岩波書店、一九九九年五月～二〇〇三年一〇月）による。以下同じ。
- (2) 川口常孝『天伴家持』（桜楓社、一九七六年一月）第四章第五節参照。

(未完)

- (3) 『続日本紀』の引用は新日本古典文学大系『続日本紀』(岩波書店、一九八九年三月・一九九八年二月)による。以下同じ。
- (4) 宝龜八年八月丁酉条。なお、淡海三船の卒伝に朝廷誹謗事件に関する記述はない(延暦四年七月庚戌条)。
- (5) 山田英雄「淡海真人三船の讒言」(『万葉集覚書』(岩波書店、一九九九年六月)。初出一九九七年一〇月)。山田は新日本古典文学大系『萬葉集』(注1)の校注者の一人であり、同書の脚注にもこの論が引用されている。
- (6) ただし、藤原仲麻呂が「紫微内相」となったのは翌年のことである(天平宝字元年五月丁卯条)。
- (7) 木本好信「藤原仲麻呂」(ミネルヴァ書房、二〇一一年七月)第三章。
- (8) 同年十一月八日の時点で出雲守在任が確認される山背王が後任か(『萬葉集』巻二十、四四七二題詞・四四七三左注)。
- (9) 『続日本紀』天平宝字元年七月己酉条に「土左国守」とあり、一年余の後に在任していたことは確認される。
- (10) 『続日本紀』延暦四年七月庚戌条。
- (11) なお、少なくとも前年天平勝宝八歳の三月七日から十一月二十三日までの間、大伴池主が式部少丞の任にあったことが確認される(『萬葉集』巻二十、四四五九左注・四四七五題詞)。「続日本紀」によれば、天平宝字元年七月乙卯および戊午には橘奈良麻呂の変に坐した者の後任人事が行われているが、小野東人の供述で謀議に参加したとされた者のなかに池主の名が含まれている(元年七月己酉条)。式部少丞は定員二名ということもあつて確実ではないが、淡海三船はその年の七月頃に池主の後任の式部少丞となった可能性が考えられよう。
- (12) 新日本古典文学大系『続日本紀』三、三三八頁注一および補注21―1三。
- (13) 『続日本紀』天平宝字五年正月戊子条・同壬寅条。
- (14) 『続日本紀』天平宝字元年七月戊申条。
- (15) 『続日本紀』天平宝字元年七月己酉条。
- (16) 『続日本紀』天平神護元年十一月甲申条。
- (17) 『続日本紀』天平宝字元年七月戊午条には「日向員外掾」とある。
- (18) 『続日本紀』延暦元年六月乙丑条。ただし、「促」は蓬左文庫本「役」の意改。

(文学部准教授)